

有料老人ホーム管理者 様
サービス付き高齢者向け住宅管理者 様
(有料老人ホーム該当)

島根県健康福祉部高齢者福祉課長
(公 印 省 略)

有料老人ホームの現況等の報告について（依頼）

本県の老人福祉行政の推進につきましては、平素から格別のご理解を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、老人福祉法第29条第11項及び第12項により、有料老人ホームの事業運営にかかる情報について、有料老人ホームの設置者による報告、都道府県知事等による公表が義務づけられています。

これらに基づき、島根県（松江市を除く。）に所在する有料老人ホーム（有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅を含む。）におかれましては、本年度の現況報告にかかる関係書類の提出を下記によりお願いいたします。

記

1. 対象者

松江市を除く島根県内に所在する有料老人ホーム
(有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅を含む。)

2. 提出書類

(1)重要事項説明書、(2)調査票、(3)決算書、(4)役員等の履歴書及び役員名簿

3. 提出方法

- ・別紙 提出書類等一覧のとおり
- ・詳細は県ホームページにも掲載しております。

【高齢者福祉課 HP】

トップ > 医療・福祉 > 福祉 > 高齢者福祉 > 介護保険【事業者向け】 > 施設サービス > 有料老人ホーム

4. 提出期限

令和7年11月28日（金）

5. 留意事項

- ・(1)重要事項説明書について

○有料老人ホームの場合

令和3年9月7日付け「介護サービス情報公表システム（生活関連情報）への有料老人ホームの情報公表・検索機能追加等について（依頼）」に基づき、登録様式による提出をお願いします。なお、令和6年11月に登録様式が改正されております。旧様式を使用しないよう、ご注意ください。

○サービス付き高齢者向け住宅の場合

従来どおり、重要事項説明書の様式によりご提出ください。HPに令和6年11月26日改正の様式を掲載していますので、そちらを活用いただきますようお願いいたします。

- ・(2)調査票について

有料老人ホーム等の定員数、入居者数、入居者の要介護度等の情報について把握し、適切な介護保険事業（支援）計画を作成すること等を目的としていますので、提出にご協力をお願いします。

(担当) 島根県健康福祉部高齢者福祉課
施設サービス係 森山
メール：kaigo-shido@pref.shimane.lg.jp